

事 務 連 絡
令和3年3月23日

各都道府県 生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付の実施状況の把握と個別支援の実施について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、都県からの要望などを踏まえ、2月19日より、総合支援資金の再貸付の申請受付を開始しているところですが、現時点でも相当程度の申請件数に上る見通しと考えられます。社会福祉協議会からは、人員や作業場所などの体制確保に関する課題、職員の負担に関する懸念の声を聞いており、特例貸付の円滑な運用や他業務への影響も予想されます。また、緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付、再貸付)の申請受付期限については、令和3年6月末日まで延長を行ったところであり、このための体制確保についても適切な対応が求められます。

つきましては、各都道府県においては、特例貸付の円滑な運用に向け、下記の対応をお願いします。また、対応状況については、後日お伺いした上で、把握された課題について、全国社会福祉協議会とも共有し、必要な支援を行ってまいります。

なお、市区町村社会福祉協議会の状況の把握や個別の支援については、適宜管内市町村と連携いただきますようお願いいたします。

記

1 社会福祉協議会における業務負担と体制確保

- 各都道府県においては、管内市町村と連携し、以下の観点から、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の業務の状況を把握し、必要に応じて、貸付原資を取り崩して各社会福祉協議会の事務費へ充当することや、各都道府県又は管内市町村から事務処理支援の応援職員を派遣するなど、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

- ・ 職員の時間外労働が過重となっていないか
 - ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払いにおいて、事務費に不足が生じていないか
 - ・ 職員の健康状態に問題はないか
 - ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
 - ・ 作業場所が作業量に対して狭隘となっていないか
 - ・ その他、業務において苦慮していることはないか
- なお、体制の確保にあたっては、貸付業務のみならず、今後、引き続き、償還免除を含む債権管理や借受人への相談支援等の業務への対応が必要であり、その人員体制等の整備について合わせて考慮してください。
- 追加で必要となる事務費については、今後、厚生労働省より貸付原資等として追加交付を行います。

2 特例貸付の適切な運用について

- 特例貸付の運用については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答」をお示ししているところ、一部で、貸付額を収入の減少幅までとすることなど、本問答に照らして不適切な運用が指摘されております。
- 各都道府県においては、管内市町村と連携し、特に次のポイントについて、適切に運用されているか、確認をお願いします。
- ・ 貸付額を収入の減少幅までに限定していないか
 - ・ 特段の理由なく、給与明細書等を貸付の条件としてないか
 - ・ 生活福祉資金貸付制度やその他の貸付の債務を償還中であること等をもって機械的に貸付の可否を判断していないか
 - ・ 緊急小口資金について、償還能力を厳密に審査し、厳格な貸付を行っていないか
- また、社会福祉協議会内で、貸付額を収入の減少幅までとするなどの独自の審査基準を設けている場合や、特定の社会福祉協議会で特に不適切な運用が多くみられる場合等は、厚生労働省までご連絡下さい。
- なお、貸付の申請・相談を担う職員が判断に迷う場合には、組織内の責任者に確認するとともに、組織内においても判断に迷うケースがある場合には、市区町村社会福祉協議会は都道府県社会福祉協議会へ、都道府県社会福祉協議会は厚生労働省へ相談することとしているので、対応の周知徹底をお願いします。

以上